

# 無担保住宅借換ローン

(株) ジャックス 保証

(平成30年12月17日現在)

1. 商品名	○無担保住宅借換ローン
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(株)ジャックスの保証を受けられる方 ① 借入申込時の年齢が満20才以上65才以下(完済時年齢75才以下)の方 ② 安定継続した収入の見込める方 ③ 公的及び他金融機関住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あり、(ステップ償還の利用者は7年、また2度目の借換の場合は前回、前々回合わせてトータルで7年以上)、かつ直近1年間に返済遅延がない方 ④ 原則、団体信用生命保険に加入できる方 ⑤ 当金庫の会員または会員となる資格(下記iもしくはiiに該当する方)を有する方 i 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ii 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
3. お使いみち	① 住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび他金融機関住宅ローンの借換資金 ② 住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金 ③ 上記①②と同時に行う新規のリフォーム資金 ④ 上記①②と同時にお支払される借換え対象の住宅ローンに係る経過利息・抵当権解除費用・一括返済事務手数料 ※借換え対象の住宅ローンはご自宅を担保〔(根)抵当権設定登記済み〕とする住宅ローン(除く公務員共済)に限定させていただきます。 ※借換の結果、金利の軽減が見込まれない場合は、原則お取扱いできません。
4. ご融資形態	○証書貸付
5. ご融資金額	○50万円以上2,000万円以内(自営業者は1,000万円まで)(1万円単位)
6. ご融資期間	○6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位)
7. ご融資利率	○<変動金利型>、<固定金利型>よりお選びいただけます。 ※なお当初お選びいただいた金利型を変更することはできません。 ○ご融資利率は、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○お借入期間中のご融資利率の変動について <変動金利型> お借入日から起算し3年目の応答日の属する月の1日の当金庫所定の金庫新長期貸出最優遇金利(以下「基準金利」という)を基準日として、3年に1回見直しを行います(2回目以降の基準日は、前回の基準日から起算し3年目の応答日の属する月の1日を基準日とします)。見直し後の新融資利率は翌月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、現在の基準金利と前回の基準日の基準金利との差をもって、ご融資利率を引上げまたは引下げるものとします。 <固定金利型> お借入時のご融資利率を完済時まで適用します。 ○現在の融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合わせいただくか、「店頭表示金利表」をご覧ください。

8. ご返済方法	<p>○毎月元利均等返済とします。</p> <p>○お借入金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能です。</p> <p>○元金返済据置はご利用できません。</p> <p>※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。</p>
9. 保証人・担保	<p>○(株)ジャックスが保証しますので、原則として担保・保証人は不要です。ただし、次の①～③に該当する方は連帯保証をお願いいたします。</p> <p>① 借換え対象の住宅ローンについて、連帯債務または連帯保証の関係がある方</p> <p>② 団体信用生命保険に加入できない方</p> <p>③ 保証会社が必要と認めた方</p>
10. 保証料	<p>○ご融資利率に含まれていますので別途必要ありません。</p>
11. 団体信用生命保険	<p>○当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきますので、万一の場合でもご家族に負担がかかりません。</p> <p>※団体信用生命保険の保険料は当金庫が負担いたします。</p>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課(9時～17時、電話：0824-72-5588)にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他	<p>○当金庫HP (<a href="http://www.shinkin.co.jp/midori/">http://www.shinkin.co.jp/midori/</a>) より仮審査のお申込をすることができます。</p> <p>○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p>